

第9回

石和町、御坂町、一宮町 八代町、境川村、春日居町 合併協議会会議録

平成15年8月26日 開会

平成15年8月26日 閉会

第 9 回

石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会

平成 1 5 年 8 月 2 6 日

第9回 石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会

平成15年8月26日
午後1時35分開議
石和町スコレーセンター

- 第1 開 会
第2 会長あいさつ
第3 議 事
 (1) 報告事項
 報告第1号 総務・企画小委員会の審議経過について
 報告第2号 住民小委員会の審議経過について
 報告第3号 その他
 (2) 協議事項
 協議第 1号 2 0 出資団体の取り扱いについて
 協議第 2号 2 2 消防団の取り扱いについて
 協議第 3号 4 5 児童福祉の取り扱いについて(その2)
 協議第 4号 5 0 保育事業の取り扱いについて
 協議第 5号 6 6 その他事務事業の取り扱いについて
 - 4 交通関係の取り扱い
 協議第 6号 6 6 その他事務事業の取り扱いについて
 - 5 防災関係の取り扱い
 協議第 7号 その他
第4 次回の協議会日程について
第5 その他
第6 閉 会

開会 午後 1時35分

司会（風間喜久雄君）

委員の皆様、本日はご苦労さまでございます。

本日の司会を務めさせていただきます、石和町役場の風間でございますが、よろしくお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、相互にあいさつを交わしたいと思いますので、ご起立いただきたいと思っております。

相互に礼。

ご苦労さまでございます。

ご着席ください。

ただいまから、第9回石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会を開催させていただきます。

次第により会議を進めてまいります。

会長のごあいさつをいただきます。

荻野石和町長、よろしくお願い申し上げます。

会長（荻野正直君）

皆様、こんにちは。

大変お忙しいところ、ご苦労さまでございます。

合併協議会も本日は第9回を迎えることになりました。

早いもので、あっという間にもう9月になろうとしております。今年の夏は、前半は大変涼しい、あるいは寒いというような夏でございましたが、ここにきて一気に猛暑になりました。また今日はちょっと涼しくなるなど、季節があまり安定しない今日この頃でございます。

この合併協議会の協定項目の66項目につきまして、既に45項目につきまして審議が終了いたし、残りの項目につきましても、継続審議というような形になっております。いよいよこの協議も終盤に迫ったというふうに思っております。

今後の予定でございますが、本日から石和町におきましては、住民説明会を開催させていただき、他の町村におきましても、11月12日までにはすべてが終了し、合併に備えての本格的な準備に入るという段取りになっております。

皆様方におかれましては、本当に熱心にご協議をいただいております、ありがとうございます。

季節の変わり目でもございますので、委員の皆様方には体に十分ご留意いただきまして、最後のゴールまでよろしくお願い申し上げます。

一言あいさつに代えさせていただきます。

ありがとうございました。

司会（風間喜久雄君）

ありがとうございました。

続きまして、次第の3番目でございます、議事に入らせていただきますが、協議会規約第9条によりまして、議長を会長にお願い申し上げます。

荻野会長、よろしくお願いいたします。

議長（荻野正直君）

それでは、ただいまから議事に入ります。

スムーズな進行に、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

まず、報告事項であります。報告第1号 総務・企画小委員会の審議状況経過についてであります。小委員会の中村委員長さんからご報告をお願いいたします。

総務・企画小委員会委員長（中村長年君）

それでは、総務・企画小委員会の審議状況のご報告を申し上げます。

総務・企画小委員会を去る8月18日、石和町役場において開催いたしました。

協定項目の9番目の地域審議会の取り扱い、ならびに、協定項目18の公共的団体の取り扱い、協定項目66のその他の事務事業の取り扱いについて審議をいたしましたので、その審議状況をご報告いたします。

まず始めに、協定項目9の地域審議会の取り扱いにつきましては、本日、配布されました調整内容シートの総務・企画9をご覧ください。

地域審議会につきましては、合併による懸念を払拭するという趣旨を踏まえ、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の旧町村の区域ごとに地域審議会を設置することで、意見集約されました。

また、設置する場合の地域審議会の設置に関する協議の中で、設置期間については、合併の日から平成27年3月31日までの約10年間、委員につきましては、各審議会ごとに15人以内、また、会議は年1回以上開催することで調整されました。

次に、協定項目18の公共的団体の取り扱いについてでございます。

本日、配布いたしました調整内容シートの総務・企画18をご覧ください。

公共的団体につきましては、全体の大枠な方向付けということで、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら統合・整備に努めるという調整方針で、意見集約がされました。

具体的な調整内容としましては、各町村とも共通している団体については、連合会方式も含め、合併時に統合できるよう調整に努める。なお、統合に時間の要する団体については、将来、統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。こういうことにしております。

各町村独自の団体につきましては、原則として現行のとおりとし、新市においてその内容を検討することで、調整されました。

次に、協定項目66のその他の事務事業の取り扱いについてでございます。

本日、配布されました調整内容シートの総務・企画66-4をご覧ください。

交通関係の取り扱いの中の循環・巡回バスについての調整方針として、現行、行われております一宮町町内循環バス、境川村ぐるりバスについては、それぞれの町村の住民のニーズ、及び交通弱者であるお年寄りの利用が非常に多いことから、現行のまま新市に引き継ぐこととし、運行経路、運営方法については、新市において新たに6町村の公共施設等を結ぶなど、公共交通体系づくりについて、速やかに検討する。こういうことで調整の意見集約がされました。

以上、総務・企画小委員会の審議状況についてご報告申し上げます。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

報告が終わりました。

中村委員長さん、ありがとうございました。

何かご質問等ございますでしょうか。

（ な し ）

それでは、次に移ります。

次に、報告第2号 住民小委員会の審議経過について、小委員会の鈴木委員長さんから報告をお願いいたします。

住民小委員会委員長（鈴木貞夫君）

住民小委員会の審議状況報告を行います。

住民小委員会を8月20日、境川村防災センター会議室において開催いたしましたので、審議状況等についてご報告いたします。

まず始めに、協定項目45 児童福祉の取り扱いについて報告します。

本日、配布されました調整内容シートの住民45-1をご覧くださいと思います。

放課後児童健全育成事業については、6町村とも小学校の空き教室や福祉センター、児童館などによって実施しているので、施設はそのまま新市に引き継ぐこととし、開設時間及び利用料については統一し、開設日については、当面は現行のまま新市に引き継ぎ、効果的な運営と住民の利便性を考慮し、新市で検討する。

また、児童館については、現行のまま新市に引き継ぐ。運営・管理については、当面現行のとおりとし、児童の健全育成のため、新市において施設の整備・充実を検討する。

以上の調整方針としましたので、前回報告してあります、乳幼児医療費助成事業と一緒に、後ほどご協議をお願いします。

次に、協定項目47 障害者福祉の取り扱いについてになります。

住民47-1のシートになります。

まず始めに、重度心身障害（児）者福祉タクシー事業については、県の補助制度により6町村とも実施していますので、現行のまま新市に引き継ぐこととしました。

対象者については、制度を拡充して、石和町で実施している内部障害者の一部も対象者として、新市全体に拡大する。助成金額については、通院回数が多い人工透析などを行っている腎臓機能障害者の方等を考慮し、590円の48枚綴りとしました。

次に、重度心身障害者医療費助成事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

心身障害（児）者一時養護サービス事業については、利用制限時間を年240時間に統一し、新市に引き継ぐ。

また、障害者社会参加促進事業については、八代町、春日居町の例により、新市で調整する。

身体障害者福祉会については、現行のまま新市に引き継ぎ、組織充実のため支援を行うこととしました。

このほか、心身障害者小規模作業所事業については、専門部会で継続審議となっていますので、調整方針が固まり次第ご報告申し上げ、本日の報告事項と一緒に次回に協議をお願いします。

なお、47-1及び47-2の追加のシートがありますが、これは既に報告してある項目ですので、それぞれの資料の中に綴じていただきたいと思います。

続きまして、協定項目48 社会福祉の取り扱いについてになります。

住民48-2のシートをご覧くださいと思います。

社会福祉事業の災害弔慰金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

次の保護司会、更生保護婦人会、人権擁護委員、民生児童委員等については、国の制度に基づいて設置しますので、そのまま新市に引き継ぐこととし、民生児童委員の組織については、旧町村単位に地区民生委員協議会を設置するとともに、市の連絡協議会を設置する。また、活動等については、他の非常勤特別職と整合性を図りながら新市において調整する。

以上が、社会福祉の取り扱いの調整方針であります。

なお、結婚対策事業、及び戦没者慰霊祭事業については、分科会等で審議中ですので、調整方針が固まり次第、本日の項目と併せて次回に提案させていただきます。

次に、協定項目50 保育事業の取り扱いについてですが、住民50のシートをご覧ください。

現在、6町村では、公立14カ所、私立等が9カ所、計23カ所あり、約2千名のお子さんが通っております。保育所の事業につきましては、延長保育、障害児保育、保育所助成事業など、地域の住民ニーズに対応しております。

保育事業につきましては、対象が入学前の低年齢層ということを考慮しまして、現状のまま新市に引き継ぐことが望ましいとのことから、次のような調整方針としました。

保育所については、現行のまま新市に引き継ぐ。

保育時間については、現行のまま新市に引き継ぎ、延長保育については引き続き実施する。

保育所助成事業については、国・県の助成制度に関わるものについては現行どおり継続し、その他のものについては、必要性、有効性、公平性を考慮し、新市において調整する。

障害児保育については、新市においても継続する。受け入れ保育所等の運営については、受け入れ希望の状況を見て調整する。また、保育料については、資料として保育料徴収基準額表が添付されておりますが、対象の区分、金額等の違いがあり、分科会等でいろんなシミュレーションを立てて試算されましたが、定員や所長の設置のあり・なし、町村の軽減額の違い、また、合併期日が10月という年度途中でありますので、次のような調整方針としました。

保育料については、合併年度はそれぞれの町村の例により、合併翌年度より国の徴収基準及び現行の町村の保育料を勘案して統一を図る。

以上が、保育事業の取り扱いについてですが、後ほどご協議をお願いします。

次に、協定項目54の使用料及び手数料（住民関係）の取り扱いですが、本日、配布されました調整内容シートの住民54をご覧くださいと思います。

手数料の取り扱いについてでございますが、主に窓口業務や環境衛生の関係ということですが、シートにもございますように、各町村とも金額的にはほとんど差はない状況でございますが、一部相違もございますので、内容等を精査した中で、合併時までには、新市の手数料徴収条例により調整していくこととしております。

以上、住民小委員会の審議状況につきましてご報告申し上げます。

以上。

議長（荻野正直君）

鈴木委員長さん、ありがとうございました。

報告が終わりました。

何かご質問等ございますでしょうか。

（ な し ）

それでは、次に、報告第3号 その他であります。何か事務局からございますでしょうか。

（ な し ）

それでは、ないようですので、本日の協議事項に入ります。

まず、協議第1号 出資団体の取り扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

出資団体の取り扱いにつきましては、協定 20でございますので、20のシートをご覧くださいと思います。

出資団体としまして、峡東地域広域水道企業団をはじめとしまして次のページまで、22の各種団体がありますが、6町村がそれぞれ持っている出資などによる権利などについて、集中した形で新市に引き継ぐことが基本であります。

したがいまして、調整方針としましては、出資団体の取り扱いについては、現状のまま新市に引き継ぐというものでございます。

お願いします。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何かご質問・ご意見等がございますでしょうか。

（なし）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

次に、協議第2号 消防団の取り扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

消防団の取り扱いにつきましては、協定 22でございますので、22のシートをご覧くださいと思います。

消防団の取り扱いにつきましては、団員数、または担当区域、または諸手当の問題、または施設設備の問題等があり、各項目についての調査内容については、22のシートに具体的に調整内容が書いてある、そのとおりでございます。

全体の取り扱いとしましては、調整方針（案）

- 1．消防団は合併時に統合する。現に消防団員であるものは、新市に引き継ぎ、編成については分団制とし、分団の組織、担当区域については、当面は合併時の各町村の組織及び活動区域とし、新市において調整する。
- 2．消防相互応援協定については、現行どおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。
- 3．任免、給与、服務等については、合併時に調整する。
- 4．消防団員の費用弁償等については、合併時に廃止し、消防団運営費補助制度等により新市において調整する。
- 5．消防施設整備については、新市において統一した基準を定め調整する。
- 6．組織、階級、定員、訓練、礼式及び服制については、調整し、新市に引き継ぐ。
- 7．各種行事等については、新市において統一して実施する。

以上でございます。

お願いします。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何かご質問・ご意見等がございますでしょうか。

（なし）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

次に、協議第3号 児童福祉の取り扱い(その2)についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長(宮島茂君)

児童福祉の取り扱い(その2)でございます。

本日、シートが配られております。

児童福祉の取り扱いにつきましては、前回の協議会で、その1としまして児童手当など、主に手当関係についてはご協議をいただき、決定しております。

今回は、その2ということで乳幼児医療費助成事業、または放課後児童健全育成事業及び児童館についてお諮りします。

調整方針(案)ですが

1. 乳幼児医療費助成事業については、御坂町、一宮町の例により新市に引き継ぐ。国保加入者の現物給付(窓口無料化)については、新市において検討する。
2. 放課後児童健全育成事業については、現行の施設をそのまま新市に引き継ぐ。
開設時間及び利用料については統一し、開設日については、当面は現行のまま新市に引継ぎ、効果的な運営と住民の利便性を考慮し、新市で検討する。
3. 児童館については、現行のまま新市に引き継ぐ。
運営・管理については、当面現行のとおりとし、児童の健全育成のため、新市において施設の整備充実を検討する。

以上、児童福祉(その2)が終わりますと、児童福祉については完結ということでございます。よろしく申し上げます。

議長(荻野正直君)

事務局の説明が終わりました。

何かご質問・ご意見等がございますでしょうか。

(なし)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、原案のとおり決定いたします。

次に、協議第4号 保育事業の取り扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長(宮島茂君)

保育事業の取り扱いにつきましては、報告事項の中で本日報告されましたが、本日議題とさせていただきます。

調整方針(案)をもう一度読ませていただきます。

保育事業の取り扱い

保育所については、現行のまま新市に引き継ぐ。

1. 保育時間については、現行のまま新市に引き継ぎ、延長保育については引き続き実施する。
2. 保育料については、合併年度はそれぞれの町村の例により、合併翌年度より国の徴収基準及び現行のそれぞれの町村の保育料を勘案して統一を図る。
3. 保育所助成事業については、国・県の助成制度に関わるものについては現行どおり継続し、その他のものについては、必要性、有効性、公平性を考慮し、新市において調整する。

4. 障害児保育については、新市においても継続する。受け入れ保育所等の運営については、受け入れ希望の状況を見て調整する。

以上でございます。

お願いします。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何かご質問・ご意見等がございますでしょうか。

（なし）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

次に、協議第5号 その他の事務事業の取り扱いについてのうち、交通関係の取り扱いについてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

協定番号66、ここにはさまざまなものが入ってまいります。各種事務事業の取り扱いということでございます。

交通関係の取り扱いにつきまして、1、2、3については、前回にシートをお配りしてございまして、4番目の循環・巡回バスについて、本日、シートをお配りしました。

そこで、調整方針（案）ですが、事務局でちょっと間違ったところがございまして、順番の問題があります。

実は、4番を1番にさせていただきたいと思います。そして「チャイルドシート・・・」を2番に、「合併後・・・」を3番に、「石和町交通バリアフリー・・・」を4番に、というお願いをしておきます。

では、交通関係の取り扱いですが

1. 循環・巡回バスについては、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、運行経路・運営方法については、新市において新たに6町村の公共施設等を結ぶなど、速やかに検討する。
2. チャイルドシート（乳幼児）貸与事業については、石和町、御坂町、八代町、春日居町の例による。
3. 合併後、新たな交通安全計画を策定し事業の推進を図る。
4. 石和町交通バリアフリー基本構想策定事業は、そのまま新市に引き継ぐ。

ということでございます。それと番号の変更をさせていただきました。

お願いします。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何かご質問・ご意見等がございますでしょうか。

どうぞ。

委員（山崎光世君）

今の1点目でございますが、先ほど委員長報告があつて、私も総務・企画小委員会の委員で質問がしづらいのですが、事務局にお尋ねします。

現行の2町村でバスが運行されているということで、経費的にも100万円のバス利用に対して

1,300万円の経費がかかっているという事業で、そういう中では、新しく7万人の都市ができて、それぞれのせめて主要な公共施設だけはバスで結んでいただきたい。民間のバス会社もなかなか路線バスから後ろ向きの時代でございますから、そういうものが必要であるということで、前回の総務・企画小委員会の中で、いわゆるこちらをメインにしていきたい。

要するに、「新市において、新たに6町村の公共施設等を結ぶなど、運行経路、運営方法については、速やかに検討する。」が、今やっているバスについては、現行のまま新市にとりあえず引き継ぐということで、了解をいただいたし、その文章の構成まで議論したけど、最終的には、文章については事務局へお任せしようではないかという結論を出したのですが、これは前回の小委員会へ上程された文章、そのままが今日報告され、しかも、今日の協議に入っているということで、なぜここが、小委員会でそういう話になったはずのものが直っていないのか、事務局にお尋ねいたします。

議長（荻野正直君）

事務局よりお答えをお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

そのとおりでした。すみませんでした。

それで、私ちょっと勘違いしまして、順番の問題を言いましたけど、それは些細な問題でありまして、1番、「循環・巡回バスについては、現行のまま新市に引き継ぐ。」ということではなくて、「運行経路、運営方法など、新市において新たに6町村の公共施設等を結ぶなど、速やかに検討し、当面、循環・巡回バスについては現行のまま新市に引き継ぐ。」と、文章を確か変えるという約束でした。

事務局のほうでちょっとうっかりしました。すみません。

どうでしょう、文言の、私が口頭で言って、その修正で可決でよろしいでしょうか。

それとも、あと一度、変えたものを次回に出しましょうか。

委員（山崎光世君）

趣旨がきちっと生きていれば、そのへんは事務局の判断にお任せします。

事務局次長（宮島茂君）

ありがとうございます。

小委員会の話し合いでは、「新市において、新たに6町村の公共施設等を結ぶなど、速やかに検討する。現行の循環・巡回バスについては、現行のまま新市に引き継ぐ」と、そういうことでございます。

だから、この部分の文章の後先が逆になります。そこを訂正させていただきます。

議長（荻野正直君）

それでは、事務局をお願いします。

この件につきましては、次回に文章の訂正したものを提出だけはしてください。番号も違っておりますし、文章も変わっておりますから正しいものを、今日は、協議としては皆様に了解をいただきますけれども、文章の訂正したものを新たに出していただくことをお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

幹事（石川光次君）

石和町の石川です。

幹事という立場でちょっとここで申すのは恥ずかしいといいますが、もっと前に気がつけばよかったのですが、石和町のバリアフリー基本構想策定、既にこの基本構想は策定されております。基

本構想に基づきまして、今、実施計画に移っております。

ということで、この基本構想策定事業、そういうふうな意味合いであればいいのですが、基本構想の策定ということであれば、既に仕上がっておりますので、そこのところも訂正かなと思います。

事務局次長（宮島茂君）

どうも失礼しました。

たぶん今の意見は、「石和町交通バリアフリー事業は、新市に引き継ぐ」と、そういうことですね。

これは、基本構想策定によるその事業という意味でございますけれど。

議長（荻野正直君）

正しい名称を言っていただけますか。

幹事（石川光次君）

高齢者及び身体障害者の交通の円滑化にかかる法律に基づくものですから、その中で交通バリアフリー、そのあとの正しい名称についてはちょっと。

議長（荻野正直君）

分かりました。

それでは、正しい名前があるはずですから、事務局でその名前に訂正をお願いします。

次回のときに、この項目については出していただけるということでございますから、ご了承いただきたいと思います。

ほかにいかがでございますでしょうか。

（ な し ）

ないようですので、訂正のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、そのとおり決定いたします。

次に、協議第6号 その他の事務事業の取り扱いについて、防災関係の取り扱いについてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

協定 66 各種事務事業の取り扱いのうち、防災関係の取り扱いにつきましては、前にシートをお渡ししてございます、66-5をお開き願いたいと思います。

防災関係の取り扱いにつきましては、防災無線、または地域防災計画、または防災会議等いろいろあるわけですが、それぞれの調整項目につきましては、そのシートの右側に書いてあるとおりでございます。

全体の調整案を読ませていただきます。

66-5 防災関係の取り扱い

1. 防災行政無線については、施設は現行のまま新市に引き継ぐが、運用については、合併時までに調整する。なお、周波数の統一を含め新市において整備を図る。
2. 地域防災計画については、新市において速やかに策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
3. 防災会議、災害対策本部及び地震災害警戒本部ならびに水防会議については、合併時に新たに設置する。
4. 応援協定については、石和町と八代町間は、新市の地域防災計画により対応する。御坂町については、締結先と協議の上、新市において締結する方向で調整する。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何かご質問・ご意見等がございますでしょうか。

（ な し ）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

次に、協議第7号 その他であります、何かございますでしょうか。

どうぞ。

委員（竹下光広君）

一宮町の竹下です。

先ほど、ご協議をいただきました66-4、交通関係の取り扱いであります、次の協議会で内容変更のシートが出されるということで、全体的には今日、これで決定ですけれども、ただ、先ほど事務局のほうで、当面というような言葉が出されたわけでありまして。私どもは9月4日から、また、早いところは明日あたりから地域説明会へ入るわけでありまして、この文言につきまして、「ただし」ではなくて、「運行経路から速やかに検討する。現在運行されているバスについては、そのまま新市において引き継ぐ」というような文言にぜひお願いしたいと思います。

としなければ、当面という言葉が入りますと、当面というのはいつまでということになります。そのへんは、やはり地域の方々から質問された場合に、当面というのはどういうことかと、では5年経ったらそれは全部見直すかということになりますと、やはり住民への説明責任が果たせませんので、「当面」という言葉はぜひ抜いていただく中、今、一宮町、境川村で運行されているバスについては、そのまま新市に引き継ぐということで、よろしくお願いしたいと思います。

事務局次長（宮島茂君）

そのとおり、小委員会の会議でした。

私は、ここに来てあがってしまいまして、つい口癖で当面と言ってしまいましたが、当面という言葉は確かになかったと記憶しておりますので、そのとおりに次回はお持ちいたします。

議長（荻野正直君）

よろしゅうございますね。

ありがとうございました。

そのほかにもございますか。

どうぞ。

委員（山崎光世君）

春日居町の山崎でございますが、一つお尋ねをしたいことがございます。

今日のご案内を過日、7日付でいただいて、今日の協議事項の中に、一番最初に、住民意向調査の実施についてという項目があるんですが、今日は、協議事項として削られている。今夜から住民説明会が始まって、当然説明をすべきであろうし、または、質問が出てくるのがこの住民意向調査だと思うんです。そういう意味では、今日決めておかなければいけない、1番に載っているなという期待をして臨んだわけですが、これが外されているわけです。

住民の意向調査にもいろいろなやり方があるかと思いますが、例えば、春日居町においても、いままで何回か住民との地区懇談会をやってきて、合併についてのアンケートを取れという意見も

大変多くいただいて、どこかで皆さんの意向は調査するんだと説明もしてきたし、われわれ議員もいろいろ住民との接触の中では、そういう説明をさせていただいてきております。

ただ、今日決まらないと、やりますという保証を持って住民説明会で話もできないわけです。そういった意味で、例えば、住民意向調査で、合併そのものの是非論が出てくるかというような心配、私も7万人の中の7千人の春日居町しか分かりませんが、春日居町の中では、既に合併はこの6町村でやるんだという認識はできていて、意向調査というのは、先日、ダイジェスト版が配られた将来構想について、あれで福祉はいいのか、あれで観光はいいのかというような、そういった意味の住民の意向を調査すべきであろうと考えております。

そういった意味では、今日、ぜひやるという方向を出していただかないと、私どもは今月末から始まりますけども、早いところは今夜からということですから、そういう意味では、皆さんもお困りになるのではないかと思います。私も10会場出席させていただくつもりでおりますけれども、そこでその質問がされても返事ができないわけです。

それには、今日結論を出さないと間に合わないのではないかと思いますので、まず、なんで今日これが削られたのか、それをご説明いただき、なおかつ、できれば今日結論を出していただきたいと思っております。

事務局次長（宮島茂君）

住民意向調査につきましては、合併協議会で作ったスケジュールにもそれが書いてございまして、そういう説明をしていると思っております。

その前に、基本的な問題としまして、合併協議会の中では合併協定項目を協議をする。新市の建設計画を作っていく。あと、法的に必要なのは、各町の議会で合併関連の案件を可決すれば、それで一応合併に向けてはゴーサインができると、そういったところでございます。

実は、住民意向アンケートをするのにスタンスの問題がありまして、是非を問うのがいいのか、または、是非なんていう段階ではない、協議会で作った新市の将来構想に対して意見をもらうとか、そのへんのことが若干ありまして、調整ができなかったんです。

ですから、今日は外した経緯がありますが、せっかくですから、そんなことでご意見を伺っていただければありがたいと思っております。

私の今の回答で答えになっていますか。

議長（荻野正直君）

アンケートにつきましては、若干それぞれの町村の温度差がございまして今協議を、基本的にはアンケートはしますということでございます。ただ、内容についてどうするか。

先ほど、事務局次長が申し上げましたように、合併協議会全体でやると、最初、事務局では思っていたようでございます。ただ、アンケートにつきましては、それぞれの町村の中で主体的にやっていただくということでございますから、それで今日の協議から外させていただいたということでございます。

委員（山崎光世君）

さっきの次長の説明の中の温度差の問題と、今の会長の話も、私も今日ものを言うのに昨日、この合併協議会の規約と運営調整会議の規則をもう一回読んでみました。誰が温度差があって、どこでもめているんですか。合併協議会、ここの60人でやらなければいけないはずの話です。もしそれが運営調整会議でやられているということであれば、それはおかしいと思う、ここの60人で議する話です。

運営調整会議の設置規則で、運営調整会議の6名の方がやっていく仕事は何かというと、「円滑な

運営に資するため運営調整会議を設置する」という、これだけです。

ここで、例えばもめて、ここで結論が出ないから、6人の町村長さんをお願いして結論を出してもらおうじゃないか、多数決は避けようではないかというような、そういう話になっているのであればともかく、協議もしないで調整会議で話しをするということは、やはり筋からいっておかしいと思いますが、そこは会長、どうお考えになりますか。

事務局次長（宮島茂君）

ちょっと1つ説明させていただきたいと思います。

私どもがお示したスケジュールは、合併に向けてさまざまなステップを踏んでいくということがございます。そのさまざまなステップを全部合併協議会でやるものばかりではございません。中には住民説明会もありますし、それは各町村が主催になってやってもらうものもあります。

合併のアンケートというものは、あくまでも各町村の議会が、合併を可決する、または合併に向けて反対するための参考資料なんです。私はそういうふうに理解しております。

そのアンケートの中身を、合併に「イエス」か「ノー」かという感じのアンケートにするのか。また、将来構想が出されたけれど、それに対する何かご意見があるのかどうか。その将来構想のとおり合併を進めていいのかどうか。そういう中身にするのか、そのへんが若干調整がつかなかったということがございますので、これはちょっと事務局のじゃばりかもしれませんが、どんな形のアンケートにするべきなのかというご協議を、もし願えれば、そこから先へ進むのではないかと考えますけど。

委員（山崎光世君）

会長に、この60人で住民の意向調査をやるんだという確認をぜひ取ってもらいたい。

例えば、次長が今おっしゃったように細かい部分、基本的には6町村で全部共通の部分を作るけれども、例えば、春日居町はそれにプラスアルファで、こういう項目を入れるよと、そこは適宜だろうと思います。基本的に6町村でやるということで、いままでいろんな説明をしてきているわけですから、それをここへきて、なんだか方向が違うというのはなぜだろうなという、住民の不安が出てくる。

ですから、今日お集まりの60人で、意向調査をいままでの規定の方針どおりやるんだという、確認をしていただいて、あと、細かい中身のうんぬんは事務局にお任せするというので、私は結構だろうと思いますが、よろしくをお願いします。

議長（荻野正直君）

承りました意見につきましては、合併の意向調査をするということについての異存はまったくないと、それぞれが認識しております。

ほかにいかがでございますでしょうか。

どうぞ。

委員（相澤正子君）

八代町の相澤でございます。

先ほど、ちょっと伺いたい思いながら時間が間に合わなかったので、お伺いしたいと思います。

協議項目50の保育事業の取り扱いの中に、「保育時間については、現行のまま新市に引き継ぎ、延長保育については引き続き実施する。」とございますが、このシートを見ますと、かなり時間のばらつきがあります。境川は普通の保育時間が7時半から6時半というように非常に長いわけです。また、延長保育の時間もばらつきがありますが、新市になって、それぞれ保育園の先生方の勤務していただく時間が違うというのもどうかと思います。ここに調整するという言葉がございま

せんけれども、それについてお伺いいたします。

事務局員（前田一貴君）

それでは、ただいまのご質問ですが、担当しております前田といたします。

保育時間につきましては、シートの中で一宮町それから境川村の保育園につきましては、私立それから福祉法人で運営している保育園であります。ですから、それぞれが特長をもって運営しているということもありますので、時間については公立の保育所とは違いがございます。

ですから、公立につきましては同じ時間帯ですから、そのまま新市へ移行するということが問題ないと思います。

私立につきましては、今、申し上げましたように、それぞれ特長をもってしておりますので、時間の違いはありますが、それぞれの運営方法でしていただくというのが、ここでの確認事項であります。

以上です。

議長（荻野正直君）

よろしいですか、ご理解いただけましたか。

ありがとうございました。

どうぞ。

委員（原田徹君）

住民意向調査の件ですが、実施をするということで確認したわけで、それはよろしいわけですが、各統一されたものにプラスアルファをして、各町村がそれぞれということがちらっと出たわけですが、やはり新市に向って住民意向調査をしようということですから、調査内容につきましては、各町村統一したものでやるべきだと、私は思いますけれども、そのへんのご確認をひとつお願いしたいと思います。

事務局次長（宮島茂君）

実は、合併のアンケートにつきましては、一度原案を作らせていただきました。総務課長さん、企画課長さんが当たる幹事会で、一応練って原案を作った経緯がございます。そうはいつでも温度差というような話が出た中で、もう一度原案を作り直した上で持っていきたい。やることは確認されていますから、そのへんの時間をいただきたいと思います。

議長（荻野正直君）

よろしゅうございますか。

ほかにいかがでございましょうか。

（ な し ）

それでは、ほかにないようでございますから、以上をもちまして本日の議事を終了させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

司会（風間喜久雄君）

議長さん、どうもありがとうございました。

次に、次第の4番目でございます、次回の協議会日程につきまして、お願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

次回の協議会の日程ですが、9月は各町村におきまして9月議会などがあって、9月中の調整は無理でした。それで一番近い日としまして、10月8日（水曜日）ということで調整をさせていただきたい、ぜひ手帳にお書き願いたいと思います。

(「異議あり」の声あり)

分かりました。

これは私どものほうをキャンセルして、もう一度首長さんの日程と、議会関係の日程を調整して、通知で確認ということによろしいですか。今日は、10月8日しか用意してこなかったものですから。

では、次回の日程につきましては、仕切り直しということで、通知を差し上げます。

司会(風間喜久雄君)

それでは、次第の5番でございます、その他でございますが、何かございますか。事務局のほうからありますか。

(なし)

ないようでございます。

以上で本日の協議会を閉会させていただきたいと思えます。

相互にあいさつを交わしたいと思えます。

ご起立いただきます。

相互に礼。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時20分